



# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の背景

国では、平成 11（1999）年の男女共同参画社会基本法の施行、平成 12（2000）年には、同基本法に基づいた男女共同参画基本計画の策定により、男女共同参画社会の形成促進に関する施策の基本的な方向が示されました。以降、5 次にわたって基本計画を策定しています。

令和 2（2020）年策定の「第 5 次男女共同参画基本計画」においては、社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題として、「人口減少社会の本格化と未婚・単独世代の増加」や「人生 100 年時代の到来と働き方・暮らし方の変革」、「国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識」、「頻発する大規模災害」、「SDG s の達成に向けた世界的な潮流」などを挙げた上で、取り組むべき事項と政策、取組を定めています。

一方、働き方改革、女性活躍に関する法律の制定・改正においては、平成 27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、平成 28（2016）年には女性が妊娠・出産・育児に際して不利益な取扱いを受けるマタニティハラスメントの防止を雇用主に義務付けるよう、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」が改正されました。さらに平成 30（2018）年には、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、このほか、企業等における制度などの整備も進展するなど、男女共同参画推進に向けた機運は着実に高まりつつあります。

また、県においては、平成 12（2000）年に「あおもり男女共同参画プラン 21」を策定し、翌年に「青森県男女共同参画推進条例」を制定して以降、上記の国の動向に加え、県内の状況を踏まえつつ、4 次にわたってあおもり男女共同参画プラン 21 を策定してきており、「男女がわかち合い ささえ合う 青森県」を目指し、男女共同参画の施策を推進してきております。

当市においても、このような国や県の動向を踏まえながら、八戸市男女共同参画基本計画を策定し、全庁をあげて男女共同参画の施策に取り組んできています。

## 2 計画策定の経緯

当市では、平成 6（1994）年に、男女共同参画社会の実現のための指針とする行動計画を策定するため、市民と行政からなる「八戸市女性行動計画策定会議」を組織し、平成 8（1996）年に、「男女共同参画社会をめざすはちのへプラン」を策定するとともに、プランを具体的に推進するための実施計画を策定しました。

平成 13（2001）年には、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき「八戸市男女共同参画基本条例」（以下「条例」という。）を制定し、「男女共同参画都市宣言」を行って、男女共同参画社会を目指すことを内外に示しました。

平成 18(2006)年には「第 2 次八戸市男女共同参画基本計画(はちのへプラン 2006)」、平成 24 (2012) 年には「第 3 次八戸市男女共同参画基本計画」、平成 28 (2016) 年には「第 4 次八戸市男女共同参画基本計画」を策定し、意識啓発事業や人材育成事業、子育て・介護支援事業の充実など、市民、事業者、行政が連携しながら男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきております。

### 3 計画策定の趣旨

「第 4 次男女共同参画基本計画」(以下「第 4 次基本計画」という。)策定時から 5 年が経過しましたが、少子高齢化の進展などによる労働人口の減少、経済情勢や就労形態の変化、ライフスタイルや価値観の多様化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しております。

第 4 次基本計画までの継続的な取組により、市民の男女共同参画社会の認知度や各分野における男女の平等感の向上、事業所での各種制度や取組の導入率の増加など、着実な成果も見られますが、一方、性別による固定的役割分担意識は依然として根強く、女性の政策・方針決定過程への参画が十分に進んでいない状況もあります。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進や職業生活における女性活躍の推進に加え、多様な人々への理解など、新たな課題への対応も求められています。

さらには、あらゆる人材の活躍は、社会の多様性と活力を高め、持続可能な社会を実現する上でも、ますます重要になっております。

このような社会情勢の変化や第 4 次基本計画の成果を踏まえ、市民、事業者、行政がともに、基本計画の趣旨を理解して、実践することにより、男女一人ひとりが生き生きと暮らすことができる八戸市を築くため、「第 5 次八戸市男女共同参画基本計画」(以下「第 5 次基本計画」という。)を策定します。

## 4 計画の位置づけ

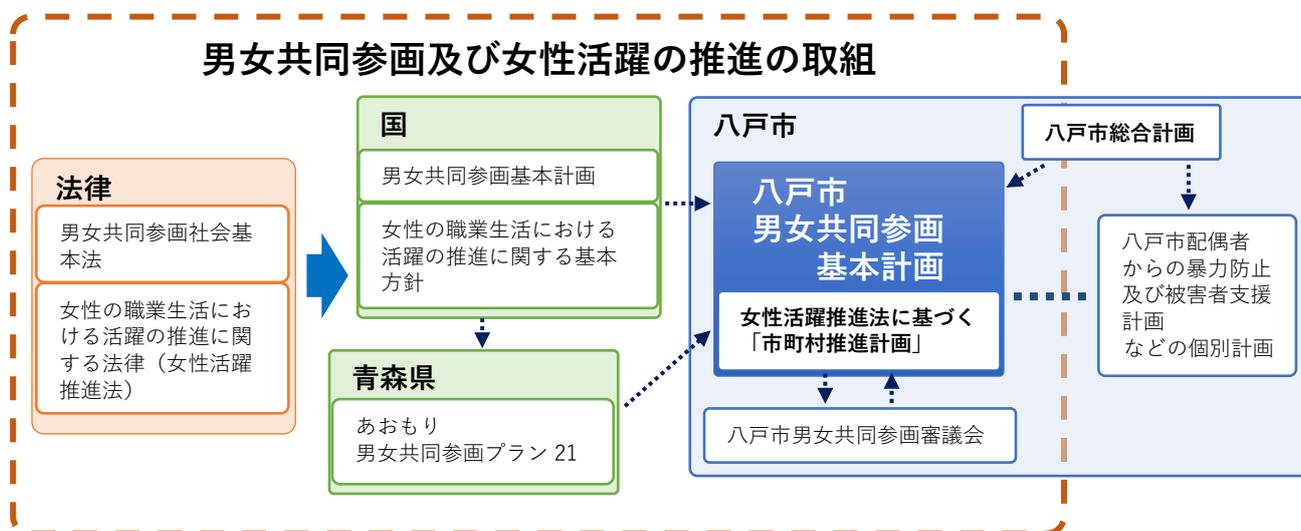
- (1) 「八戸市男女共同参画基本条例」第7条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定します。
- (2) 男女共同参画社会の形成を促進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」や国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「あおり男女共同参画プラン21」の趣旨を踏まえるとともに、「八戸市総合計画」との整合性を図ります。
- (3) 本計画は、女性活躍推進法第6条第2項<sup>注1</sup>の規定による、八戸市推進計画<sup>注2</sup>として位置づけることとします。

注1 市町村は、女性活躍推進法に基づく基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての「推進計画」を策定することが、努力義務となっています。

注2 八戸市推進計画

本計画における該当箇所…施策の基本方向Ⅱ 誰もがともに活躍できる環境づくり  
(1)あらゆる政策・方針決定過程への女性の参画拡大  
(2)働く場における男女共同参画の推進

【関連法と国・県・市の計画の関係のイメージ図】



## 5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年とします。  
 なお、計画期間内において、法及び条例が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

【国・県・市の計画期間サイクルのイメージ図】

年度	平成												令和			
	8 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)	20 (2008)	22 (2010)	24 (2012)	26 (2014)	28 (2016)	30 (2018)	2 (2020)	4 (2022)	6 (2024)	8 (2026)
国	男女共同参画2000年プラン		男女共同参画基本計画			第2次男女共同参画基本計画			第3次男女共同参画基本計画			第4次男女共同参画基本計画		第5次男女共同参画基本計画		
県			あおもり男女共同参画プラン21			新あおもり男女共同参画プラン21			第3次あおもり男女共同参画プラン21		第4次あおもり男女共同参画プラン21		第5次あおもり男女共同参画プラン21(予定)			
市	(第1次)八戸市男女共同参画基本計画 男女共同参画社会をめざすはちのへプラン			(第2次)八戸市男女共同参画基本計画 男女共同参画社会をめざすはちのへプラン2006			第3次八戸市男女共同参画基本計画 男女共同参画社会をめざすはちのへプラン2012		第4次八戸市男女共同参画基本計画 男女共同参画社会をめざすはちのへプラン2017		第5次八戸市男女共同参画基本計画 男女共同参画社会をめざすはちのへプラン2022					

## 6 計画の進行管理

本計画において、計画の着実な推進を図るため、下記のとおり適切な進行管理を行うとともに進捗状況の調査結果等を公表します。

- (1) 毎年度、計画に登載している実施施策について、進捗状況の調査を実施します。
- (2) 八戸市男女共同参画審議会に、その進捗状況を報告し、意見を聴取します。
- (3) これらを踏まえ、施策及びその施策に基づいて実施する事業について、必要に応じて事業の見直しや新たな事業の追加などを行うこととし、適切な運用を図ります。



八戸市男女共同参画審議会にて事業の進捗状況を審議している様子





## 第2章 計画の目指す姿

## 第2章

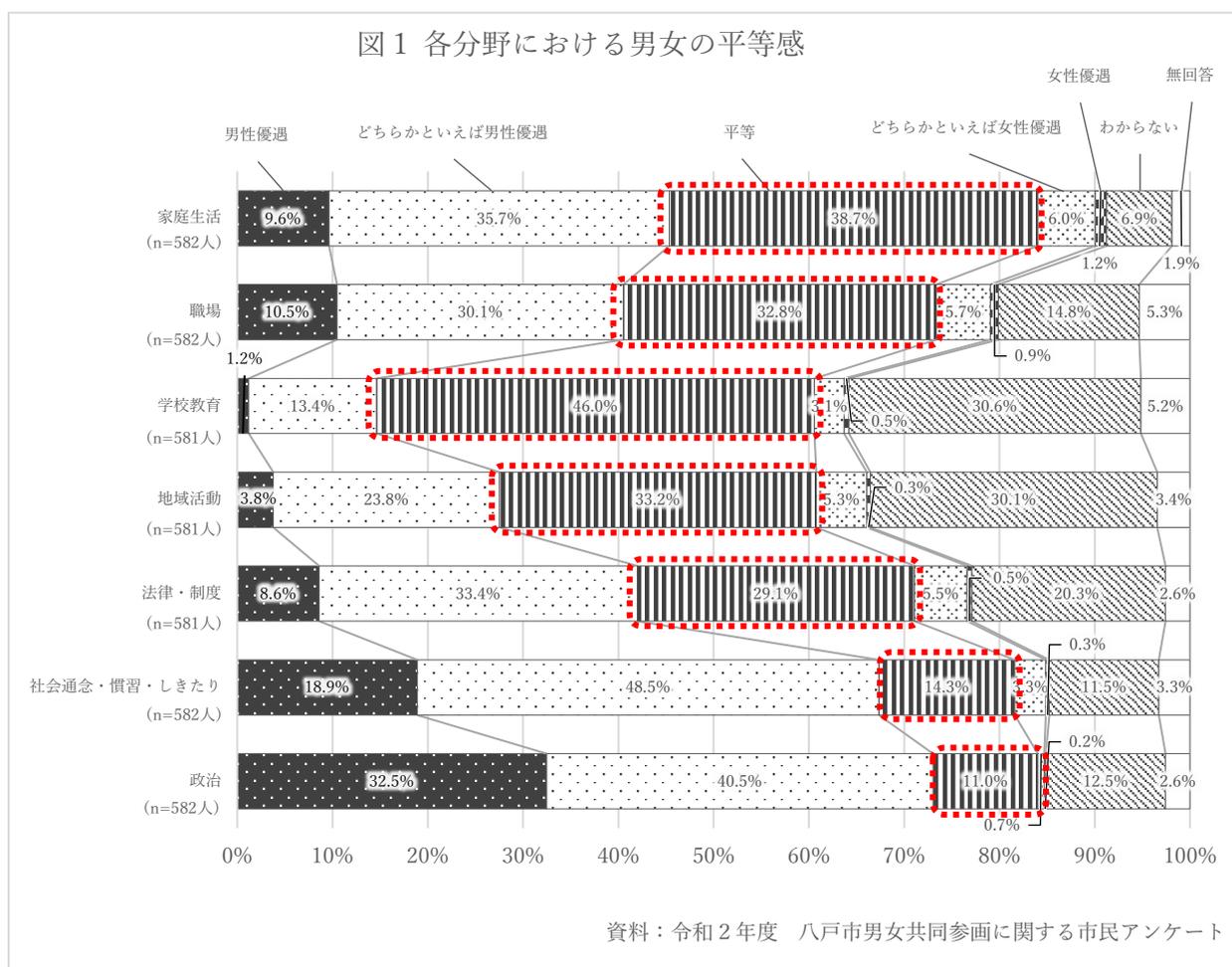
## 計画の目指す姿

### 1 市民アンケートの結果から見える八戸市の現状

当市では、令和2年10月に、今後の男女共同参画社会の実現に向けた施策の参考とすることを目的として、無作為に抽出した市民1,000名を対象とした「男女共同参画に関する市民アンケート」を実施し、582件の有効回答を得ました。

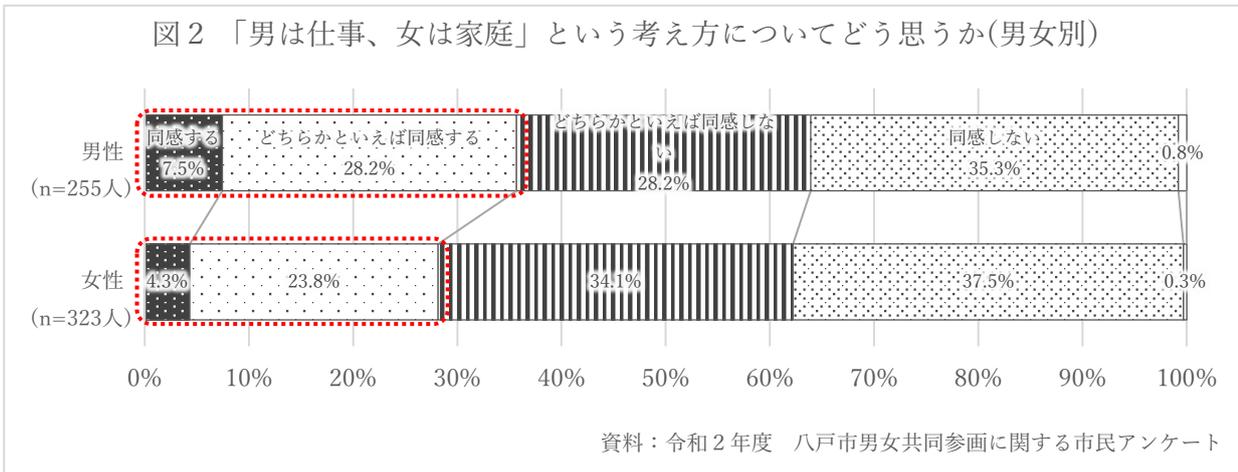
#### (1) 各分野における男女の平等感に対する市民の意識について

「家庭生活」、「職場」などの分野で、「男女は平等になっていると思うか」の設問の結果を見てみると(図1)、「平等である」を選択した方の比率が、「家庭生活」で38.7%、「職場」で32.8%、「学校教育」で46.0%、「地域活動」で33.2%、「法律・制度」で29.1%、「社会通念・慣習・しきたり」で14.3%、「政治」で11.0%となっており、その要因として、「社会通念・慣習・しきたり」と「政治」の分野が特に低いことから、これらの分野で性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の影響を受けていることが考えられます。

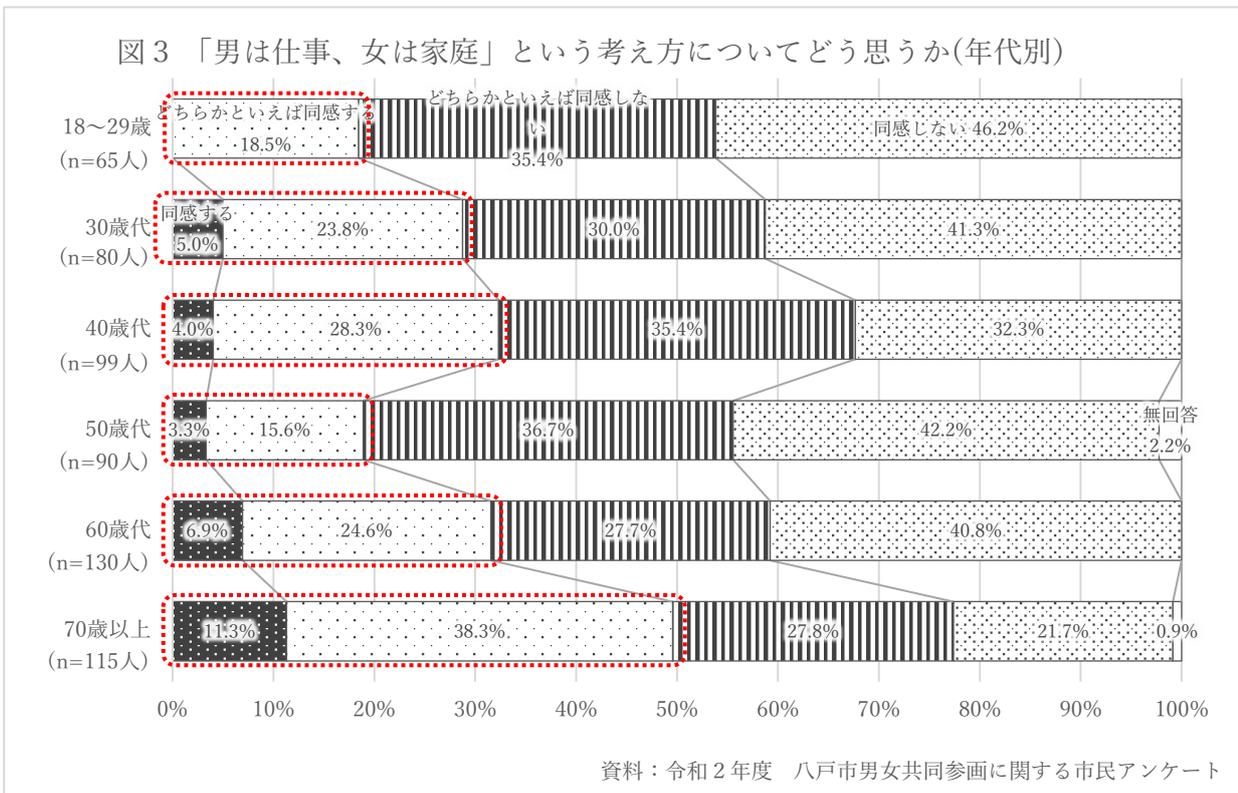


## (2) 市民の性別による固定的な役割分担の意識について

「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担の意識についてどう思うか」の設問の結果を男女別に見てみると（図2）、「同感する」、「どちらかといえば同感する」と答えた方の比率の合計が、男性では35.7%、女性では28.1%であり、いまだに性別による固定的な役割分担の意識が根強く残っていることが考えられます。



また、同じ設問の結果を年代別に見てみると（図3）、「同感する」、「どちらかといえば同感する」と答えた方の比率の合計では、70歳以上が49.6%と最も高く、一方、18～29歳では18.5%と最も低いことから、性別による固定的な役割分担の意識は世代によって差があることがわかります。

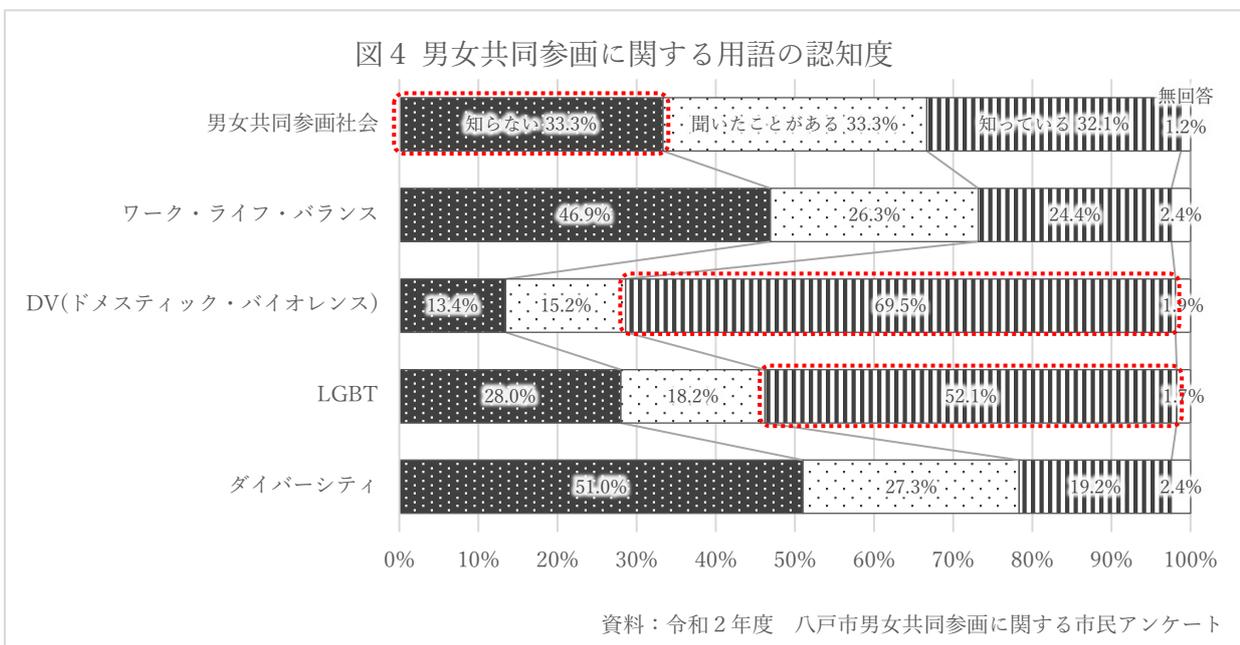


### (3) 市民の男女共同参画に関する用語の認知度について

「男女共同参画に関する用語の認知度」の設問（図4）について、市民の男女共同参画に対する理解がどれだけ広まっているかを測るための参考として、「男女共同参画社会」という用語の認知度を見てみると、用語を「知らない」と答えた方の比率は33.3%あり、およそ3人に1人の方が知らないという結果でした。

一方で、「知っている」と答えた方の比率を見てみると、「DV（ドメスティック・バイオレンス）」が69.5%、「LGBT」が52.1%と、特に高い結果になっております。

以上の結果は、「男女共同参画社会」のように、用語が生まれた当初から時間が経過していたり、「LGBT」「DV」のように近年、社会問題化してメディアでの取り扱いが増えている用語というように、用語に触れる機会によって増減することも背景にあると考えられます。



#### 【用語の解説】

※DV(ドメスティック・バイオレンス)…配偶者等からの暴力（身体的暴力のほか、精神的・経済的・性的暴力を含む）のこと。

※LGBT…Lesbian(レズビアン、女性の同性愛者、Gay(ゲイ、男性の同性愛者、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者、Transgender(トランスジェンダー、身体の性と心の性が一致しない人の頭文字を組み合わせた言葉。

※ダイバーシティ…「多様性」のこと。性別や国籍、年齢、価値観などの違いに関わらず、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

## 2 目指す姿

### 男女一人ひとりが生き生きと暮らすことができるまち 八戸市

条例第2条において、「男女共同参画」とは、「男女一人ひとりが、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと」と定義しています。

市民一人ひとりがたゆまぬ努力と情熱により、着実に発展を遂げてきた本市が、さらに豊かで活力ある都市として発展し続けるためには、男女が性別にとらわれず、社会のあらゆる分野の活動に対等に参画し、個性と能力を十分に発揮し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

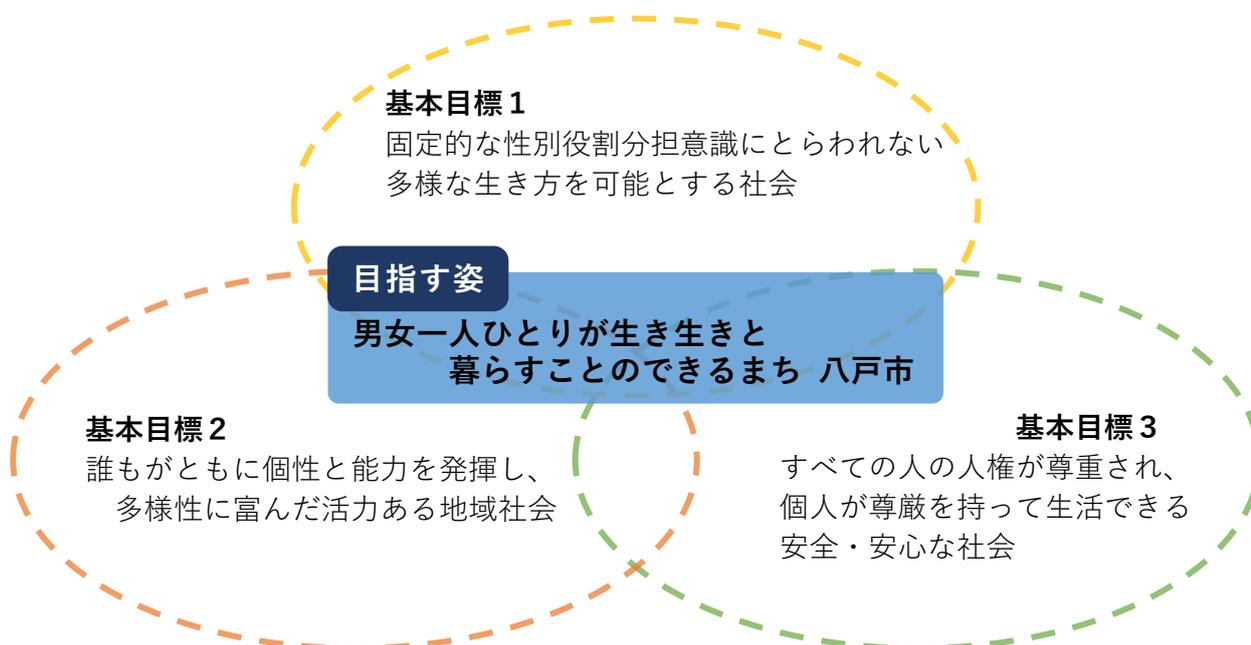
このようなことから、本市が描く男女共同参画社会として「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことができるまち八戸市」を目指します。

## 3 基本目標

本市では、これまで条例の基本理念に基づき、あらゆる分野において男女の別なく自らの意思で参画できる社会の実現につながる意識づくりや、男女がともに活躍できる環境づくり、安全・安心な社会づくりに取り組んでまいりました。

しかし、近年、社会情勢は刻々と変化してきており、さらなる女性活躍推進の機運が高まっていること、多様な性の在り方についての関心が集まってきていることなどから、誰一人取り残されることのないよう、幅広く多様な人々を包摂し、誰もが活躍できる男女共同参画社会を目指す必要が生じています。

以上の点から、「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる八戸市」を目指すために、改めて次の3つを基本目標として定めます。



## 基本目標 1

### 固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を可能とする社会

性別が理由で自らが望む仕事に就けなかったり、妊娠、出産を理由に仕事を辞めざるを得なかったり、働き手として家族を扶養する責任から長時間労働に陥り、家庭生活への参画が難しくなったりするなど、「男は仕事、女は家庭」というような性別による固定的な役割分担意識、性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、人生の選択の幅を狭め、社会での活躍や仕事と家庭の両立を困難にする場合があります。

固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、それぞれの個性を最大限に発揮しながら、自立して生きていくことができるよう、家庭や学校、地域、職場などを通じた意識づくりをあらゆる年代に対して進めるとともに、制度や慣習、しきたりなどを見直す必要があります。

## 基本目標 2

### 誰もがともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会

急速な少子高齢化・人口減少の進展などにより、人々のライフスタイルや個人の価値観の多様化など、社会経済情勢は変化しています。

一方、人生100年時代の到来により、これからは、誰もがあらゆる場面において、働き方、学び方、生き方を選べるようになることが求められていますが、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・推進や女性の政策・方針決定過程への参画が十分に進んでいない状況にあります。

そのため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や職業生活における女性活躍の推進に加え、あらゆる場面で、多様な価値観や発想、経験を持った人々の活躍は、社会の多様性と活力を高め、持続可能な社会を実現する上でも、ますます重要になっています。「人口減少社会」や「人生100年時代」を明るい未来にしていくために、雇用の均等な機会と待遇の確保、柔軟な働き方を通じたワーク・ライフ・バランスの推進、子育て・介護への支援によって、誰もが活躍できる環境を整備する必要があります。

## 基本目標 3

### すべての人の人権が尊重され、個人が尊厳を持って生活できる安全・安心な社会

性犯罪・性暴力や配偶者等からの暴力、ハラスメント等の性別による暴力は重大な人権侵害です。また、大規模災害の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大等の非常時には、性別による暴力の増加や、平常時における固定的な性別役割分担意識等を反映して、家事分担が集中するなど、性別に起因する課題が拡大される傾向があります。

あらゆる暴力は重大な人権侵害であるとの認識のもと、性犯罪・性暴力や配偶者等からの暴力、ハラスメント等の性別による暴力の防止と被害者支援に取り組み、また、非

常時においては、男女共同参画の視点に立った配慮をすることが安全な暮らしにつながります。

次に、ひとり親家庭や高齢者、障がい者、性自認・性的指向に関する事などで生きづらさを抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見などを背景に、更に複合的な困難を抱えることがあります。

多様な属性の人々の人権が尊重される社会を作ること、それ自体が極めて重要なことであり、その結果として性別による複合的な困難を抱えるリスクが減ることから、すべての人が安心して暮らせる社会づくりに向けて対策を講じる必要があります。

加えて、男女では、身体的な性差と、社会的要因から受ける影響は異なることから、すべての人が様々な分野で元気に活躍するために、性差やライフステージに応じた適切な健康の保持増進ができるよう支援する必要があります。

## 4 施策の体系

当市における男女共同参画社会の実現に向けて、3つの基本目標を達成するための施策の基本方向と実施施策を次のとおりとします。

### 基本目標

### 施策の基本方向

1

固定的な性別役割分担意識にとらわれない  
多様な生き方を可能とする社会

I

男女共同参画に向けた意識づくり

2

誰もがともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会

II

誰もが活躍できる環境づくり

3

すべての人の人権が尊重され、個人が尊厳を持って生活できる安全・安心な社会

III

誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

## 施策の基本方向

## 実施施策

(1)男女共同参画意識への  
関心や理解の促進

①理念や法律・制度等の広報・啓発活動の充実

②男女共同参画に関する実態調査・公表

(2)将来を担う次世代に向けた  
男女共同参画の推進

①学校教育における男女共同参画の推進

②次世代に向けた男女共同参画の理解の促進

(1)あらゆる政策・方針決定過程  
への女性の参画拡大

①女性のキャリアアップの充実

②女性登用の拡大

(2)働く場における  
男女共同参画の推進

①男女雇用機会均等と格差の是正

②仕事と生活の調和の推進

③子育て・介護支援策の充実

(3)地域における男女共同参画  
の推進

①誰もが参画しやすい多様な活動の促進

② 誰もが居心地の良い環境の整備

(1) 誰もが安全に暮らせる  
環境の整備

①配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

②地域防災における男女共同参画の推進

(2)生活上の困難に対する支援  
と多様性の尊重

①ひとり親家庭等に対する生活安定の支援

②高齢者や障がい者、外国人、性的指向  
・性自認等を尊重する環境の整備

(3)生涯を通じた男女の  
健康の保持・増進

①妊娠・出産等に関する健康支援

②生涯を通じた男女の健康の保持・増進